

パワーハラ法制等説明会

行政当局の担当官による法律、省令、指針等の説明

パワーハラスメント対策を事業主に義務付ける法律が6月に施行されました。同時に、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児・介護休業等に関するハラスメントの防止義務が強化されました。法律、関係政省令、指針等について東京労働局の担当官が説明するセミナーです。

- **主な内容** 労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づくパワーハラスメント防止法制、セクシュアルハラスメント対策等の強化に関する部分その他の説明。
 - 事業主が理解すべきハラスメント対策の詳細
 - 改正法に基づく行政指導、紛争解決等行政庁の関与の内容と想定される事例
 - 事業所の法令対応に際して、実務的に留意すべき事項
 - その他（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等）
- **講師** 東京労働局 雇用環境・均等部 担当官
- **受講対象** 経営担当者 労務管理担当者
- **受講料** 無料
- **開催方法** オンライン（2時間弱のオンデマンド配信による開催です。会場での講義はありません。）
- **受講時期** 2020年11月下旬から12月にかけての期間中
申し込まれた方には、受講方法等を記載した受講案内をメール送信します。この受講案内により受講をお願いいたします。
- **お申込** 裏面をご覧ください
- **お問合せ** 公益社団法人東京労働基準協会連合会 千代田区二番町9-8 電話03-6380-8305

主催団体

 **東基連**公益社団法人 東京労働基準協会連合会
TOKYO FEDERATION OF LABOUR STANDARDS ASSOCIATIONS

■ 本部 中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅・三鷹 ■

(一社)三田労働基準協会
(一社)大田労働基準協会
(一社)池袋労働基準協会

(一社)品川労働基準協会
(一社)新宿労働基準協会
町田労働基準協会

ベーシックセミナー2020 第4回 パワハラ法制等説明会

申込から受講まで

(1) 申込 下記の申込書にご記入のうえ、このまま FAX 送信してください。【FAX 03-6380-8405】
[ご注意] 複数名お申込の場合には、1 名様ずつお申込ください。

(2) 受講案内 申込の際に記載していただいたメールアドレスに宛て、11 月 16 日以降順次、受講案内を送信します。この受講案内には、受講が可能な期間、配信 URL、受講の注意事項等に記載しているほか、受講に必要なレジュメ等の資料とアンケート用紙を添付しています。
[ご注意] 11 月 16 日以降 1 週間の間に受講案内が未着の場合には、セミナー担当(03-6380-8305)あてお問合せください。

(3) 受講 申込者の方は、上記(2)の受講案内に記載されたところにしたい、受講が可能な期間中にご都合に合わせて受講いただけます。
[ご注意] 受講が可能な期間を過ぎてからの受講はできません(再配信はありません)。

(4) アンケート 今後のセミナー開催に役立てるため、受講後のアンケートにご協力くださるようお願いいたします。アンケート用紙は上記(2)の受講案内に添付しておりますので、お手数ですがご記入のうえ、受講案内の返信メールとして添付のうえ、又は、プリントアウトしてファクスにて、ご返信をお願いいたします。

(5) 予めご了解いただきたい事項

- ① 動画の録画・録音はできません。
- ② 通信環境がよくない場合の対応はいたしかねます。
- ③ 受講に伴う通信料は受講者のご負担となります。

申込書

【FAX 03-6380-8405】

※の箇所は必ずご記入ください (ご記入の個人情報は、本セミナーの実施のため以外には使用しません。)

会社名※	
郵便番号※	所在地※
受講者氏名※	受講者氏名カタカナ※
所属部署	電話番号※
メールアドレス※	